

パブリック・コメント

「丸亀市教育大綱【令和4年度版】(案)」に関する意見

1. パブリック・コメントの概要

意見提出期間 令和4年1月4日(火)～令和4年2月3日(木)

意見提出者数 1名(持参)

意見提出件数 1件

2. 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>丸亀市教育大綱【令和4年度版】(案)が単純につき、PDF全文をWordに変換した原案に、主語などを提案いたしました。</p> <p>なお、解説の「丸亀市人づくりビジョン」によって理解できますが、行政文に当たらない。香川県は教育大綱と教育基本計画があり、高松市は教育振興基本計画に教育大綱を示している。教育に携わる指導者は、国家資格者であり、坊主に説教。</p> <p>特に、行政文では、主従の役割を明確にすることで市民に伝わりやすいです。</p>	<p>教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づくもので、教育基本法に定める基本的な方針を踏まえ、地域の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や方向性を市長が定めるものと規定されています。</p> <p>そこで、丸亀市の大綱(案)につきましては、市が基本理念や基本目標などを定めるものなので、すべての文章に「丸亀市」といった主語を記載するのではなく、市として取り組むべき方向性などをまとめました。</p> <p>一方、それ以外のご意見につきましても、加筆・修正することにより記載内容が限定的になってしまうなど、大綱が個別具体的取組ではなく、市長の考える総合的な施策の目標や方向性を定めるものなので、今回の案の表現とさせていただいております。いただいたご意見の趣旨につきましても、今後の具体的取組の中で参考とさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、解説の「丸亀市人づくりビジョン」につきましても、大綱の内容を補完するための資料として位置付けており、市民の皆さまに分かりやすくお伝えできるよう活用してまいります。</p>